

はじめに

中国の都市のなかでも、とりわけ上海が西洋の影響を受けやすい街であることは今も昔もさほど変わらない。しかし、その上海をもつてしても、改革開放政策が始動したばかりの一九八〇年代には、伝統中国が育んできた独特の法秩序がなお残っていた。

上海で歩道橋が初めて出現した時のことである。交通量の急増により横断歩道では対応しきれなくなった市当局は、大通りに歩道橋を設置するとともに横断歩道を撤去した。ところが、市民は道路を渡るのに歩道橋を利用せず、フェンスを乗り越えて勝手に道路を横断したことから、危険性はかえって増大した。そのため貼り出したポスターが振るっていた。若い女性が車にはねられ血を吐いて死んでおり、その標語には「真可惜！（残念！）」と大書してあった。こんな場合、「安全のため歩道橋をご利用ください」とかいった指示を出すのが先であろうと思うが、そんな指示はどこにもない。ポスターを見た時、中国の民衆に法を守らせるには、その合理性を説くよりも法を破ることによって生じる割に合わない損失を理解させる方がより効果的なのかもしれないと思った。

もう一つ。通りの一角で、リング売りのオバサンと若い警官が揉めている。おおかた無許可で露店営業していることを警官が咎めたのであろう。そうこうするうちオバサンは、売り物のリングを道路いっぱいにぶちまけ大声で叫び出した。当然、道行く人々が集まってくる。するとオバサン、自らの正当性を主張する演説を始め、聴衆を味方につけた。経験の浅い警官はうろたえ、気まづくなつて、何も言わずにその場を立ち去ってしまった。オバサンの勝ちである。その光景を見た時、中国には法を超えた力が存在することを実感した。

さらにもう一つ。編者の乗ったタクシーが警官に停められたことがあった。多分、信号無視か何かをやらかしたためであろう。警官が免許証を取り上げようとすると、運転手はその途端に大声をあげて泣き出した。そして泣きながら、家には年老いた病気の母親がおり、いま仕事ができなくなると一家は路頭に迷うため、後生だから見逃してくれと訴えているようだった。警官も最初は相手にしなかったものの、その哀れな様子にとうとう根負けした。かくて釈放された運転手はその後何事もなかったかのように平然として運転を続けた。それはまるでこれがいつものテクニクだと言わんばかりの態度だった。この様子を見た時、中国では「泣き落とし」という戦術がこういった場面にもまだ通用することを理解した。

編者は当時、このような感覚が中国の人々の間になお共有されていることに驚きを感じるとともに、いわゆる「近代化」された社会とは一味違う構造を持つ中国社会に、強い関心を抱いたものである。実はこうした中国の「特色ある」法秩序は、近世中国に遺された法制史料群、たとえば名もなき民衆が在地で起こした事件を詳細に報じた上奏文、原告・被告の心の内部にまで踏み込んで出した判決文、法制定に至った経緯を明らかにした条例とその解説書、互いの利害のせめぎあいの所産である契約文書などに、その具体的なあり方が満載されており、これらの史料を紐解くことは、近世のみならず現代の中国社会を理解するためにも有効な糸口になると思えるのである。

ただ、問題は、これらの史料群の読解が必ずしも容易ではないことである。士大夫階級が著した文集ほど晦渋ではないにしても、そこに示された史料用語や形式・書式の意味を知らなければ全体の意味を理解できないものが多い。たとえば、「為_レ事」とはいったい何のことか。「為」は「ため」と読むのか、「なす」と読むのか、そもそもわからない。部下からの報告を受けて上司にその内容を報告する上行文などの場合、どこまでが部下の報告で、どこからが本人の意見なのか、少しでも読み誤ると全く意味が取れなくなってしまう。さらには、法制史料を訓読しようとする、その多くが漢籍としては些末なものと同様に評価されたためか、江戸時代以前に作られた和刻本はほとんどなく、そこに模範

解答を求めることができない。清末民国初期の文語文による公文書を読むための参考書は当時いくつか作られたが、現在それらを入手するのは容易でない。そこで勢い、大学の演習などの授業で、こうした史料に精通した教員から直接伝授されることになる。逆に言えば、このような指導を受けられない限り、これらの法制史料を独学で読んで理解することはきわめて困難なのである。

本書は、こうした背景をふまえて刊行した中国近世法制史料読解のための入門書である。私どもの公益財団法人東洋文庫研究部東アジア研究部門「前近代中国民法法令の変遷」改め「宋以後の法令分析」研究班は、二〇〇三年に発足して以来、これまでに大島立子編『宋・清の法と地域社会』（財団法人東洋文庫、二〇〇六年）、同編『前近代中国の法と社会 成果と課題』（財団法人東洋文庫、二〇〇九年）、および山本英史編『中国近世の規範と秩序』（公益財団法人東洋文庫／研文出版、二〇一四年）を公表し、歴史学的方法を通して中国の法とその社会のあり方の解明に努めてきたが、このたびもまたそれらの成果の継承発展をはかるべく、第四期研究活動成果として本書を作成した。東洋文庫の研究班は、特定のテーマを追究して成果を出すことを目的とするとともに、そのような成果を踏まえて外部に発信する、とりわけ学生や若手研究者の養成という教育的な目的をも兼ね備えている。我が研究班のメンバー九名のうちの過半が、すでに定年のためこれまで勤めていた大学で学部生・大学院生を指導できなくなった現状を鑑み、メンバー各自がそれぞれの研究分野で培ってきた法制史料読解のノウハウを後学に伝えたいとの願望も本書を生み出した動機の一つである。もちろん、本書はそのすべてを網羅するものではないが、本書を読んでいくらかでも中国の法制史料に興味を持ち、これらを用いた研究に挑戦してみたいと思う読者が現れば、本書の刊行目的の大半は達成できたと確信する。なお、本書に先行し、中国の法制史料を読解するにあたって有用な工具書として、以下のものを挙げておく。併せて利用されたい。

青柳篤恒『評釈支那時文規範』（博文堂、一九〇七年）

東川徳治『増訂支那法制大辞典』（一九三四年、復刻版『中国法制大辞典』大安、一九七九年）

石山福治『支那語大辞典』（第一書房、一九三五年）

植田捷雄ら編『中国外交文書辞典（清末篇）』（学術文献普及会、一九五四年、復刻版、国書刊行会、一九八五年）

John K. Fairbank, ed., *China Documents: An Introductory Syllabus, 3rd Edition* (Cambridge, Mass, Harvard University Press, 1970)

劉文傑『歴史文書用語辞典 明・清・民国部分』（成都、四川人民出版社、一九八八年）

山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』（汲古書院、二〇〇四年）

本書の校正に当っては、東洋文庫研究部の中村威也氏にご助力を賜った。また、本年度より新しく研究班に加わられた奥山憲夫氏には査読にご協力いただいた。ともに深く感謝したい。

本書は学生・一般向けの入門書の作成という事情から、執筆を賜った班員各位に対しては、これまで以上の書式統一をお願いした。編者の無理強いに快く応じていただいた班員各位に改めて御礼を申し上げるとともに、このような書を編むことの難しさを痛感する次第である。

二〇一八年師走

山本英史